

社会福祉法人北星会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が管理職として活躍でき、男女とも更なる自己研鑽を重ね、個々の能力を充分に発揮できる環境の整備を行う。また、女性が活躍できる職場であることについて求職者に向けて積極的広報を行う。そのために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 の5年間

2. 目標と取組内容

目標1： 経営職及び管理職（1級及び2級）に占める女性労働者の割合を30%以上とする

<取組内容>

- 令和8年7月～
組織体制（部署構成）とそれに係る役職の見直し
- 令和9年4月～
役職者（管理職含む）の任命

目標2： 年次有給休暇の取得率は全体では70%を超えている一方で、事業所や職種によっては50%程度と格差があるため、全ての部署で65%以上の取得率とする。

<取組内容>

- 令和8年6月～
前年度の取得内容の調査
調査内容の分析
事業所別・職種別・取得単位別にデータ化し、その要因等を分析
- 令和8年8月～
取得状況の「見える化」に取り組む
部署別取得状況を四半期ごとに管理者へフィードバック

目標3： 女性の活躍状況を積極的に発信することで、職員の確保および人材不足の解消を図る。

<取組内容>

- 令和8年4月～
自社ホームページや採用パンフレットにおいて、女性職員の活躍事例を掲載
SNS等で女性職員の紹介を定期的に発信